



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 消費税に関する届出書

はじめに

法人又は個人事業者の消費税区分は、「課税事業者」と「免税事業者」に分類され、また、「課税事業者」は、基準期間の売上高を基に、「原則」と「簡易」に分類され、それぞれ課税関係が異なります。

消費税区分に関して、取り得る選択肢が複数存在する場合に、いずれの消費税区分を選択するかは、税務戦略上、非常に重要です。そこで、各消費税区分の要件に該当する事実が発生した場合に、税務署へ提出する必要がある「届出書」につき、以下、ご紹介します。

1. 課税事業者の選択 or 不選択に関する届出

a. 課税事業者選択届出書(第1号様式)

b. 課税事業者選択不適用届出書(第2号様式)

新設法人等で基準期間がない場合や、基準期間の課税売上が1,000万円以下である等により、免税事業者に該当する場合に、敢えて課税事業者を選択しようとする時に上記a.を提出し、逆に適用をやめたい場合にはb.を提出します。

上記届出書はいずれも、その適用を受けようとする課税期間の前日までに提出が必要であり、1日でも過ぎると原則として適用が受けられません。なお、提出期限が国民の休日である場合であっても、その日までに提出がなされなければ適用が受けられない点についても注意が必要です。なお、事業を開始した期については、その課税期間終了の日までに提出をすれば、事業開始1期目より適用を受けることが可能です。

また、一度a.を提出して課税事業者になった場合、原則としてその後2年間(一定の条件の下で調整対象固定資産を取得した場合は3年間)は課税事業者の不適用を選択することは出来ません。

2. 簡易課税の選択 or 不選択に関する届出

c. 簡易課税制度選択届出書(第24号様式)

d. 簡易課税制度選択不適用届出書(第25号様式)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、簡易課税制度を選択することが可能です。

新たに選択する場合は上記c.を提出し、逆に簡易課税の選択をやめようとする場合には上記d.を提出します。

当該届出書も、上記a. b.の届出書と同様、その

適用を受けようとする課税期間の前日までに提出が必要です。また、事業を開始した期については、その課税期間終了の日までに提出をすれば、事業開始1期目より適用を受けられる点も同様です。

また、一度簡易課税を選択すると、原則として2年間は簡易課税を続ける必要があります。

3. 課税期間の短縮を選択 or 不選択に関する届出

e. 課税期間特例選択・変更届出書(第13号様式)

f. 課税期間特例選択不適用届出書(第14号様式)

上記届出書は、消費税の課税期間を事業年度とは別に、1ヶ月又は3ヶ月として定めようとする時、若しくは、その適用をやめるときに提出する届出書です。

課税期間の特例についても、上述した簡易課税の選択の時と同様、適用を受けようとする課税期間の初日の前日が提出期限となっており、また、新たに適用を受けた場合は、2年間は適用を続ける必要があります。

4. 事由が生じた場合速やかに提出が必要な届出

g. 課税事業者届出書(基準期間用)(第3-1様式)

h. 課税事業者届出書(特定期間用)(第3-2様式)

i. 納税義務者でなくなった旨の届出(第5号様式)

j. 新設法人に該当する旨の届出書(第10-2様式)

上記は、いずれも提出することによって消費税の課税関係が変わることはありませんが、事由が生じた場合には速やかに提出する必要があります。

具体的には、基準期間や特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合にはg.やh.の届出書を提出する必要があります。逆に基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合は、i.の届出書を提出する必要があります。また、新設法人の開始時の資本金が1,000万円以上ある場合は、j.を提出する必要があります。

5. 結び

消費税の届出は、期が始まる前に提出しなければ、適用を受けられないものが多いため、毎年の決算前には、当期の決算検討に加えて、翌期の計画に基づき提出すべき届出が無いかについても、検討することが重要です。(担当:折田)